

おかやま人事ネット21ニュース4月号

〒700-0973 岡山市北区下中野 349-101 TEL:086-805-4556 FAX:086-805-4557

おかやま人事ネット21では、皆様のご相談を受け付けております。

今月のトピックス 賃上げと働き方改革

今年の春季労使交渉で、自動車、電機、鉄鋼など大手企業は好業績を背景にして、昨年を上回るベースアップ額の回答をしました。安倍政権が求めている「月齢賃金 3%の賃上げ」に対しては、多くの企業が賞与などを加味した年収ベースで応じた形を取りました。

毎年の労使交渉のリード役となっているトヨタ自動車は、全組合員（正社員、再雇用者、パートタイマー、期間従業員）の平均昇給率が 3.33%（月額 11,700 円）でした。これには正社員の賃上げ（ベアと定期昇給）の他に、子育て中の従業員の夜勤を代わる人への手当や定年後再雇用者の給与水準引上げ分及び同一労働同一賃金の法令施行で懸案となる期間従業員への家族手当も含まれています。

また今年の春闘では、製造業大手が家庭と仕事の両立支援や長時間労働の是正など働き方改革の取り組みを前進させました。例：11 時間の勤務間インターバルの導入・介護費用の補助を拡充（日立製作所）、1 時間単位の休暇制度の導入（パナソニック、三菱電機）、残業時間の引き下げ（富士通、シャープ）など。

中小企業では従業員の定着や人手不足を考慮しての昇給と併せ、WLB を実現しながら従業員が働き続けられるような、柔軟な勤務時間制度、時間単位の年休の導入や従業員の能力向上のための人的投資などにより現状の職場環境に改善に取り組むことが必要です。

4月の総務
雇用保険料率（変更なし）
・一般（3/1,000）
・建設・酒造（4/1,000）

障害雇用率の変更
2.0%⇒2.2%
（精神障害者も可）



お薦め

労務のワンポイント

事業場外みなし労働時間

さくら前線

この時期、桜の開花が気になります。2018年の既に開花した地域もあるようで、例年より1週間程早いようです。岡山は、平年は3月29日頃開花、満開は4月6日頃なのですが、今年はいつになるか？街路樹として植えられている木々は蕾がほころび、淡いピンク色の花びらが見える今日この頃。どこの名所で花見をする予定ですか？

今国会で労働時間の把握を義務化する法律が提案されます。この法案が施行されるのは平成31年度以降になる予定ですが、現時点でも労働基準監督署の調査では、賃金台帳へ労働時間の記載するよう厳しく指導されます。今後労働時間の管理方法について見直しが必要になる企業も多いと思われます。例えばこれまで日々の時間把握を必要とされなかった「事業場外みなし労働時間」を活用している場合においても例外ではありません。

「事業場外みなし労働時間」は、お得意先回りとか新規開拓のセールスマンのような営業職または出張など社外で業務遂行する場合で、労働時間の把握が困難な場合に所定労働時間働いた又は労使協定した時間数を働いた次のようなケースに「みなす」ことができます。

- ①業務遂行にあたり、業務の進め方等労働者自身の裁量が必要であること。
- ②単独で業務遂行し、使用者から命令を受けた集団労働ではないこと・例えば建設作業
- ③みなし時間が法定労働時間を超える場合は、労使協定し労働基準監督署に届出をし、割増賃金の支払いをすること。

みなし時間は作業方法その他の要素により恒常的ではありませんから、定期的な見直しは今でも必要です。労働時間の把握が義務化となった後は、日々の時間管理が必要ですので、把握方法を今から検討・準備をお願いします。

耳より情報

人材開発支援助成金の変更

人材開発支援助成金のうち「キャリア形成支援制度導入コース」および「職業能力検定制度導入コース」は平成29年度で廃止され、「教育訓練コース」のみになります。キャリアアップ助成金の人材育成コースはこのコースに統合されます。なお、制度導入適用計画を平成30年4月2日までに提出していれば現行通り適用されます。

「教育訓練コース」は事業内職業能力開発計画の策定・職業能力開発推進者の選任が必要です。また、訓練実施の1ヶ月前までに訓練実施計画届を提出することになっています。

①特定訓練コース（10時間以上100時間未満）

中小企業 経費助成 45%（上限 15 万円） 賃金助成 1 時間当たり OFF-JT760 円 ON-JT665 円
大企業 経費助成 35%（上限 10 万円） 賃金助成 1 時間当たり 380 円

訓練メニュー ⇒労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 ・熟練技能育成・承継訓練 ・グローバル人材育成訓練
・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練

②一般訓練コース（20時間以上100時間未満のOFF-JT）

中小企業のみ 経費助成 35%（上限 7 万円） 賃金助成 1 時間当たり 380 円

また、「教育訓練休暇付与コース」が新設され、年次有給休暇とは別に有給の教育訓練休暇制度を導入したときに賃金が助成されます。日本産業界での喫緊の課題は社員の技術力向上であるため、この助成金を活用できれば有益です。